

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項前段及び第13条第3項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市水道事業条例施行規程の規定は、平成26年5月1日（隔月に水道メーターの検針を行う場合にあつては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課)